

鞍手町空家情報登録制度設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鞍手町における空家等の有効活用を通して、定住促進による人口の増加と地域の活性化を図るため、鞍手町空家情報登録制度（以下「空家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 町内に個人が居住を目的として建築した建物で、現に居住していない（空家となる予定の建物を含む。）建物をいう。ただし、共同住宅（アパート等）は除く。
- (2) 所有者等 空家等に係る所有権又は賃貸（転貸を除く。）若しくは売却を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 利用希望者 鞍手町への定住等を目的として空家バンクに登録された物件の相談や利用を希望する者をいう。
- (4) 空家バンク 町内の空家の賃貸又は売却を希望する所有者等から申込みを受けた情報を利用希望者に提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空家バンク以外による空家の取引を規制するものではない。

(空家の登録)

第4条 空家バンクに空家の登録を希望する所有者等は、鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」登録申込書（新規・更新）（様式第1号）及び鞍手町情報登録制度「空家バンク」登録カード（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認の上、登録の可否について当該所有者等に鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」登録完了（不可）通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 3 所有者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、空家バンクに登録できないものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による通知に伴い登録を完了したときは、鞍手町空家バンク物件登録台帳（以下「空家台帳」という。）に登録するものとする。
- 5 町長は、前項の規定による登録をしていない空家で、空家バンクによる活用が適当と認めるものは、当該所有者に対して空家バンクへの登録を勧めることができる。

6 空家バンクへの空家の登録に係る手数料は、無料とする。

(空家台帳の登録事項の変更の届出)

第5条 空家台帳に登録された空家の所有者等(以下「空家登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」登録事項変更届出書(様式第4号)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に届け出なければならない。

(空家の登録の抹消)

第6条 町長は、空家台帳に登録された空家が次の各号のいずれかに該当するときは、空家台帳の登録を抹消するとともに、その旨を鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」登録抹消通知書(様式第5号)により当該空家登録者に通知するものとする。

(1) 鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」登録抹消届出書(様式第6号)の提出があったとき。

(2) 当該空家に係る所有権その他の権利に移動があったとき。

(3) 空家台帳に登録後、3年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより、再登録をすることができる。

(4) 空家登録者が暴力団員になったとき。

(5) その他町長が適当でないと認めたとき。

(空家の情報の公表)

第7条 町長は、町の公式ホームページに開設した空家バンクサイトへの掲載その他の方法により空家台帳に登録された空家に関する情報を公表するものとする。ただし、空家登録者が希望しない事項については、この限りではない。

(空家の利用の申込み等)

第8条 利用希望者で次の各号に掲げる者は、鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」利用希望登録申込書(新規・更新)(様式第7号)及び誓約書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(1) 空家に移住し、又は定期的に滞在して、地域の活性化に寄与しようとする者

(2) 空家に定住し、又は定期的に滞在して、鞍手町の自然環境及び生活文化に対する理解を深め、地域住民として生活しようとする者

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、登録の可否について当該利用希望者に鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」利用希望登録完了(不可)通知書(様式第9号)により通知するものとする。

3 利用希望者が暴力団員であるときは、利用希望登録ができないものとする。

4 町長は、第2項の規定による通知に伴い登録を完了したときは、鞍手町空家バンク利用希望者登録台帳(以下「利用希望者台帳」という。)に登録するものとする。

5 空家バンクへの利用希望者の登録に係る手数料は、無料とする。

(利用希望者台帳の登録事項の変更の届出)

第9条 利用希望者台帳に登録された利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、すみやかに鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」利用希望登録事項変更届出書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

(利用登録者の登録の抹消)

第10条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者台帳の登録を抹消するとともに、その旨を鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」利用希望登録抹消通知書（様式第11号）により当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (2) 登録事項に虚偽があったとき。
- (3) 鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」利用希望登録抹消届出書（様式第12号）の提出があったとき。
- (4) 利用希望者台帳に登録後、3年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。
- (5) 利用登録者が暴力団員になったとき。
- (6) その他町長が適当でないと認めたとき。

(空家登録者と利用登録者の交渉等)

第11条 町長は、空家登録者と利用登録者間の交渉、売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 空家台帳及び利用希望者台帳に保有する個人情報の取扱いについては、鞍手町個人情報保護条例（平成16年鞍手町条例第13号）に定めるところによる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。